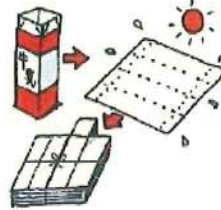


◎分別品目の周知徹底(不燃ごみへの他分別区分のごみの混在や可燃ごみへの資源ごみである紙類の混在率が高く、住民の記憶違いや思い込みもあることから、より一層の分別啓発をはかります。



紙製容器包装の識別表示



◎東播臨海広域クリーンセンターの搬入・受入基準に適合し、収集運搬効率をはかるため、搬入に際してその他のごみと分別が必要な布団等の「長尺可燃ごみ」や収集運搬の際に火災発生の原因となる「使い切りライター」の分別品目を追加します。



◎ごみ収集カレンダー、ごみの分け方出し方チラシに加えてスマートフォンやタブレット端末からごみの分別方法や収集日などがわかるようにするよう各種ツールを効果的に利用した排出指導、啓発活動を行います。



◎本圏域における広報、ホームページ、ケーブルテレビ、環境出前講座(稲美町)、わくわく講座(播磨町)、イベント等を活用した適正処理及び減量化の意識高揚をはかります。



◎ごみ処理の有料化は、排出量に応じた負担の公平性、住民の意識改革につながり、発生抑制に有効と考えられることから、今後、国のガイドライン等により検討します。

現時点では、可燃ごみの減量目標値が達成できる見込みであることから、ごみ処理の有料化の即時導入はしていませんが、近隣の状況や環境への配慮やごみ処理コストの削減等の観点も踏まえて、指定ごみ袋の導入等を適切な施策を検討します。

**加古川市の指定ごみ袋**  
平袋型と持ち手付き型で3サイズを製造します。

<b>平袋型</b>			<b>持ち手付き型</b>		
					
<b>45ℓ</b>	<b>30ℓ</b>	<b>15ℓ</b>	<b>45ℓ</b>	<b>30ℓ</b>	<b>15ℓ</b>

※デザインはイメージです。

近隣の指定ごみ袋(加古川市 単純指定袋制度)

◎資源回収運動に対する奨励金を交付します。

令和3年度からリサイクル運動奨励金の単価を増額します。(稲美町)

**【対象品目】**

- |   |   |                                      |
|---|---|--------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>古紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール等)</li> <li>飲料用紙パック(牛乳パック)</li> <li>布類(古着、端切れ等)</li> <li>金属類(アルミ缶、スチール缶等)</li> <li>びん類(生びん)</li> </ul> | } | <p>1kgあたり5円から7円に増額<br/>(令和3年度から)</p> |
|---|---|--------------------------------------|

資源回収運動奨励金及び飲料用紙パック回収運動奨励金を交付します。(播磨町)

**【対象品目】**

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| 古紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール等) | 1kgあたり7円  |
| 布類(古着、端切れ等)        | 1kgあたり7円  |
| 飲料用紙パック(牛乳パック)     | 1kgあたり20円 |



◎ごみステーションに一時的に多量排出されるごみや不適切排出・不法投棄されるごみへの取組として、自治会の方の協力のもと移動監視カメラを設置します。(播磨町)



粗大ごみ収集日1回で収集された石油ストーブ(播磨町)



ため池に不法投棄された量(稲美町)



**このごみは収集できません！**

紙類及びプラスチック容器類が多く混じっていますので取り残します。紙類及びプラスチック容器類は資源ごみとして分別回収していますので、出された方は“紙類の日”又は“プラスチック容器類の日”に出し直して下さいようご協力をお願いします。

播磨町



◎蛍光灯以外のご家庭で不要になった水銀体温計、水銀温度計および水銀血圧計など水銀が使われている製品を回収し、適正な排出と資源化をはかることで環境汚染を防止します。



水銀血圧計

水銀  
体温計



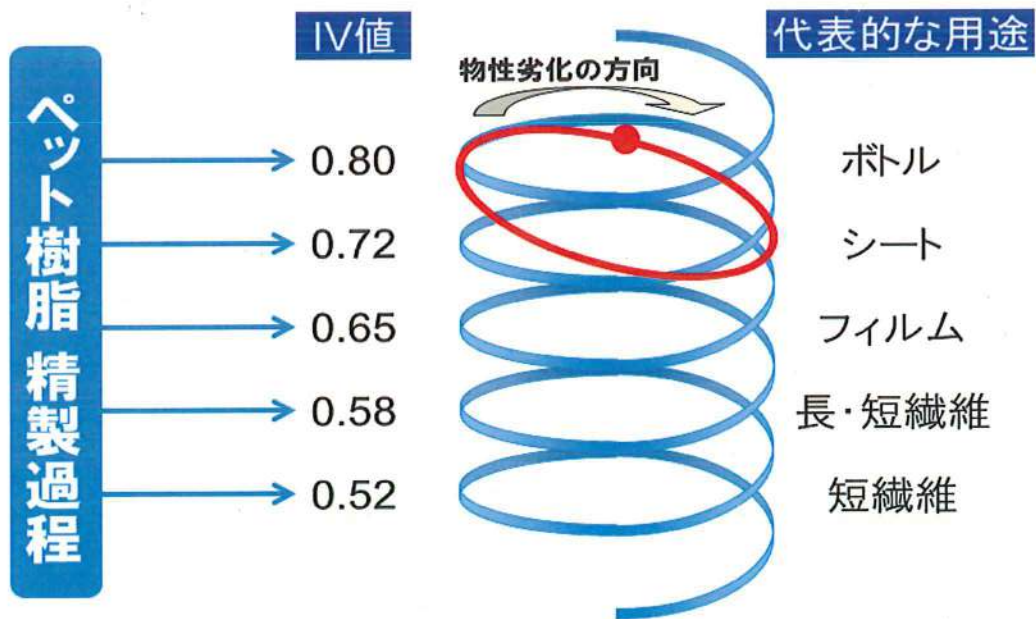
(名称:水銀製品回収ボックス)

◎生ごみ堆肥化容器の購入に対して補助をします。(稲美町25基)  
電動式生ごみ処理機の購入に対して補助します。(稲美町20基)



段ボールコンポスト

◎ペットボトルの再資源化について、使用済ペットボトルから新しいペットボトルに繰り返してリサイクルする「ボトル TO ボトル リサイクル事業」に取り組みます。



IV値(固有粘度)の減少がペットボトルのリサイクルに関係します。物性の劣化を防ぐことが重要となります。

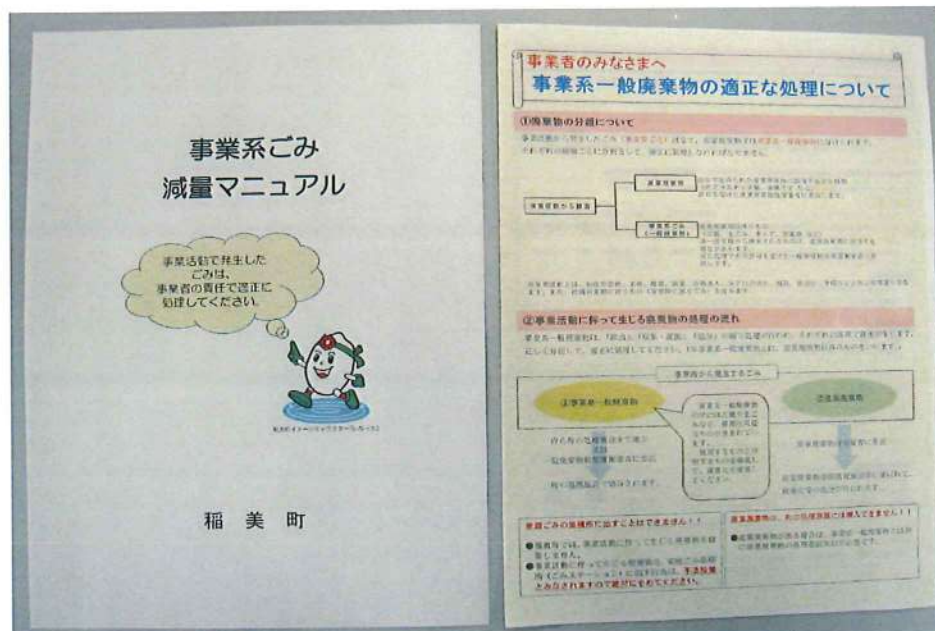




5-8-2 事業系ごみ

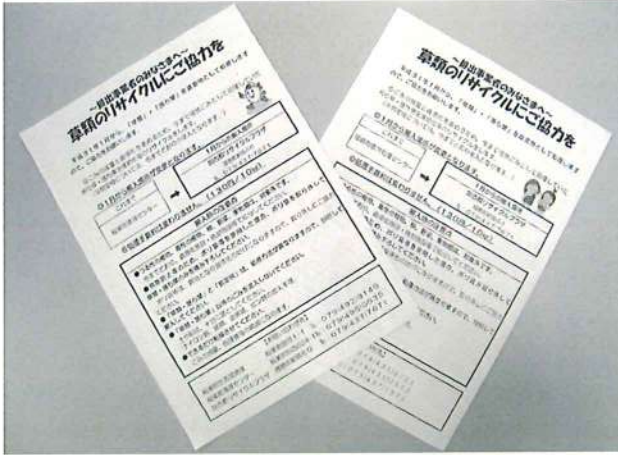
- ① 家庭系ごみに準じた分別方法による資源化を推進します。
- ② 家庭系ごみ集積所への不適切排出が少なからず発生していると推測されることから、状況把握を努めるとともに、適正排出・処理に関して啓発、周知の徹底、減量化を促進します。
- ③ 古紙回収等により資源化及びごみ焼却量減量化の推進をはかります。
- ④ 廃棄物処理法、県条例による野外焼却の規制の強化等により、可燃ごみについて更に適正処理を積極的に推進します。
- ⑤ 園芸業者等から搬入される剪定枝の資源化・ごみ減量を促進するため、可燃区分の剪定枝を資源ごみとしてチップ化・堆肥原料として再生利用を行っていますが、更なる資源化・ごみ減量を行うため、草・わら類についても堆肥原料としての再生利用を行います。
- ⑥ 多量排出事業者のごみの排出について、今後研究・検討を進めます。
- ⑦ ほかに具体的な施策について、以下に示します。

- ◎事業系ごみの適正処理の促進を図るための研究・検討、関係機関との協力をはかります。
- ◎本圏域における広報、ホームページ、ケーブルテレビ、イベント等を活用した適正処理及び減量化の意識高揚をはかります。
- ◎古紙回収、事業者独自の資源化の推進をはかります。
- ◎生ごみの減量及びリサイクルを推進するため、食品の製造・流通・消費・廃棄等の各段階において、食べ残し等の食品ロスが発生しないように工夫することや登録再生事業者等のリサイクル事業者の利用を促進します。
- ◎一般廃棄物と産業廃棄物の分別に関する啓発、産業廃棄物の混入防止、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の種類及び処理方法を周知します。



(左:稲美町 事業者向けごみマニュアル 右:播磨町 事業者向けごみチラシ)

◎剪定枝に加え、草類も資源化することで、可燃ごみ減量及び資源化量の向上をはかります。



(事業者向け草類のリサイクル啓発チラシ)



(加古郡リサイクルプラザ 草類保管ヤード)

◎展開検査を強化し、不適切排出等の抑制をはかります。



(稲美町清掃センター 事業系可燃ごみ展開検査風景)



(事業系可燃ごみ展開検査 不適切排出物)



◎事業者のごみ処理責任を明確にし、産業廃棄物の混入防止やごみ減量をはかるため、事業系指定ごみ袋制度を導入しています。(稲美町)

 **稲美町事業系指定ごみ袋**  
Business Office Waste Bag Designated by Inami-cho  
(事業系一般廃棄物)

**可燃ごみ専用**  
For Burnable Waste Only

**事業系  
70L**

<b>事業所名</b> Office name	
----------------------------	--

- ・この袋に危険物、ガラス、金属類等は絶対に入れないでください。
- ・ごみは十分に水を切ってから出してください。
- ・事業系ごみは地区のごみステーションに排出することはできません。
- ・許可業者に収集運搬を委託するか、直接処理施設に搬入してください。
- ・ごみの減量とリサイクルの推進にご協力をお願いします。
- ・ごみはルールを守って出しましょう。



## 5-9 処理施設

### 5-9-1 ごみ焼却施設

名称	稲美町清掃センター
処理方式	バッチ式ストーカ炉
能力	30t/日(15t×2炉)
竣工	平成8年4月稼動
設置者	稲美町

現在の焼却施設は、稲美町から発生する可燃ごみを焼却処理すべく平成8年から稼動し、8時間運転のバッチ式であることからダイオキシン対策としてバグフィルターによる集塵を実施しており、次期処理については、高砂市に建設する東播臨海広域市町圏広域ごみ処理施設にて実施します。

名称	播磨町塵芥処理センター
処理方式	準連式ストーカ炉
能力	90t/日(45t×2炉)
竣工	平成4年4月稼動
設置者	播磨町

現在の焼却施設は、播磨町から発生する可燃ごみを焼却処理すべく平成4年から稼動し、平成22年度の段階で稼動年数が18年を経過している。ダイオキシン対策として平成11年に1炉運転による24時間連続運転に変更し電気集塵機による集塵を実施しており、耐久年数を延長するため毎年整備をはかっています。次期処理について、稲美町清掃センターと同様に広域処理施設で実施します。

名称	東播臨海広域クリーンセンター 焼却施設
処理方式	回転ストーカ式炉
能力	429t/日(143t×3炉)
竣工	令和4年4月稼動予定
設置者	高砂市

### 5-9-2 リサイクルプラザ施設

名称	加古郡リサイクルプラザ
処理方式	二軸式+高速回転式破碎
能力	15t/5H
竣工	平成10年4月稼動
設置者	加古郡衛生事務組合

本施設は、平成10年から稼動し、搬入されるごみの種類により手選別・機械選別による資源化を実施している。今後も資源化による焼却ごみ、埋立ごみの減量化を図るため安定した中間処理及び資源化施設として機能が十分に発揮できるよう、施設整備及び分別の徹底を推進します。

次期処理については、一部の資源化設備を残して、焼却施設と同様に広域処理施設で実施し、粗大ごみ等の中継業務を行います。

併設している啓発・学習施設については、本圏域住民により絞り込んだ情報発信の場として今後も活用します。



名 称	東播臨海広域クリーンセンター 不燃・粗大ごみ処理施設
処理方式	二軸式+高速回転式破碎
能 力	34t/5H
竣 工	令和4年4月稼働予定
設置者	高砂市

### 5-9-3 ストックヤード・資源化施設

名 称	加古郡ストックヤード
処理方式	圧縮梱包
能 力	10t/5H
竣 工	平成13年3月稼働
設置者	加古郡衛生事務組合

本施設は、その他プラスチック容器包装類の圧縮梱包施設として平成13年から稼働していますが、改正容り法による破袋・手選別が必須となったことから平成20年に保管機能のみを残して外部委託に変更しました。また、剪定枝資源化設備を平成25年に設置しました。

名 称	加古郡リサイクルプラザ内 ペットボトル処理施設
処理方式	圧縮減容梱包
能 力	0.5t/5H
竣 工	平成10年4月稼働
設置者	加古郡衛生事務組合

名 称	播磨町塵芥処理センター内 あき缶プレス施設
処理方式	圧縮成形方式
能 力	1t/5H
竣 工	平成5年4月稼働
設置者	播磨町

名 称	加古郡ストックヤード内 剪定枝破碎設備
処理方式	高速回転式破碎
能 力	8.5t/5H
竣 工	平成26年4月稼働
設置者	加古郡衛生事務組合

名 称	播磨町塵芥処理センター内 牛乳パック保管場所
処理方式	コンテナ方式
能 力	容量 200m <sup>3</sup>
竣 工	平成5年4月稼働
設置者	播磨町

名 称	加古郡リサイクルプラザ内 蛍光灯・乾電池等保管施設
処理方式	専用回収ボックス方式
能 力	容量 120m <sup>3</sup>
竣 工	平成30年4月稼働
設置者	加古郡衛生事務組合

#### 5-9-4 最終処分場

名称	稲美町一般廃棄物最終処分場
面積	11,032㎡
容量	42,157㎡
残余容量	30,247㎡(令和2年3月)
受入開始	昭和63年9月稼動
設置者	稲美町

本処分場は、昭和63年から埋立を開始し、令和2年3月の段階で残余容量が30,247㎡とまだ容量はありますが、最終処分場を確保の観点からも適正な管理を行いながら、稲美町から発生する瓦類等の安定型廃棄物の埋立を安全に行っています。

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター 神戸沖埋立処分場
面積	880,000㎡
容量	15,000,000㎡
残余容量	3,670,000㎡(平成31年3月)
受入開始	平成13年12月稼動
設置者	大阪湾広域臨海環境整備センター

最終処分場については、播磨町は現在処分場を保有しておらず、大阪湾広域臨海環境整備センターを利用しています。同センターの事業の見通しに応じて、セメントリサイクルの取り組みを本格化するなど最終処分地が確保できるよう努めます。

同センターの利用に関しては、稲美町も同様です。

#### 5-9-5 サテライトセンター

名称	播磨町広域ごみ処理中継センター
処理方式	コンパクト・コンテナ方式
能力	40t/5H
竣工	令和4年2月稼動予定
設置者	播磨町

令和4年度に向けて、ごみ量の多い可燃ごみを対象とする播磨町広域ごみ処理中継施設を整備します。



## 6 生活排水処理基本計画

### 6-1 基本理念及び基本方針

#### 6-1-1 基本理念

生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、本圏域における生活排水処理の基本理念を下記に示します。

河川環境の保全のための生活排水の適正な処理を行います。

#### 6-1-2 基本方針

生活排水処理対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水処理施設の整備による基本方針を下記に示します。

生活雑排水による環境負荷の軽減

また、生活排水処理施設の整備に関する基本方針を下記に示します。

##### ◆ 公共下水道

- ・市街化区域では、公共下水道の処理区域の拡大を進めることを基本とします。
- ・公共下水道計画区域に隣接する区域においても、ほかの処理方式よりも経済的・効率的な場合は公共下水道の整備をはかります。
- ・公共下水道の供用開始までに期間の要する地域については、合併処理浄化槽計設置等の対策を検討します。
- ・公共下水道の整備が完了した区域では、公共下水道への接続を促進します。

##### ◆ 農業集落排水処理施設

- ・農業振興地域においては、農業集落排水処理施設の処理区域拡大を進めます。
- ・既存の処理区域に隣接する区域においては、農業集落排水処理施設への接続を検討します。
- ・処理水の農業用水への再利用、汚泥の有機肥料としての再生利用をはかります。

##### ◆ 合併処理浄化槽

- ・公共下水道等の集合処理施設の整備に期間を要する地域、市街化調整区域や地形的要因により集合処理施設の整備が出来ない地域では、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ・合併処理浄化槽の設置促進にあたっては、「浄化槽設置整備事業」、「浄化槽市町村整備促進事業」を活用します。
- ・既に単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活雑排水の処理を進めるため、合併処理浄化槽への転換を促進します。

##### ◆ 住民理解

- ・生活排水対策に関する広報や施設見学会等の啓発活動により、整備に対する住民理解が深まるようにはかります。

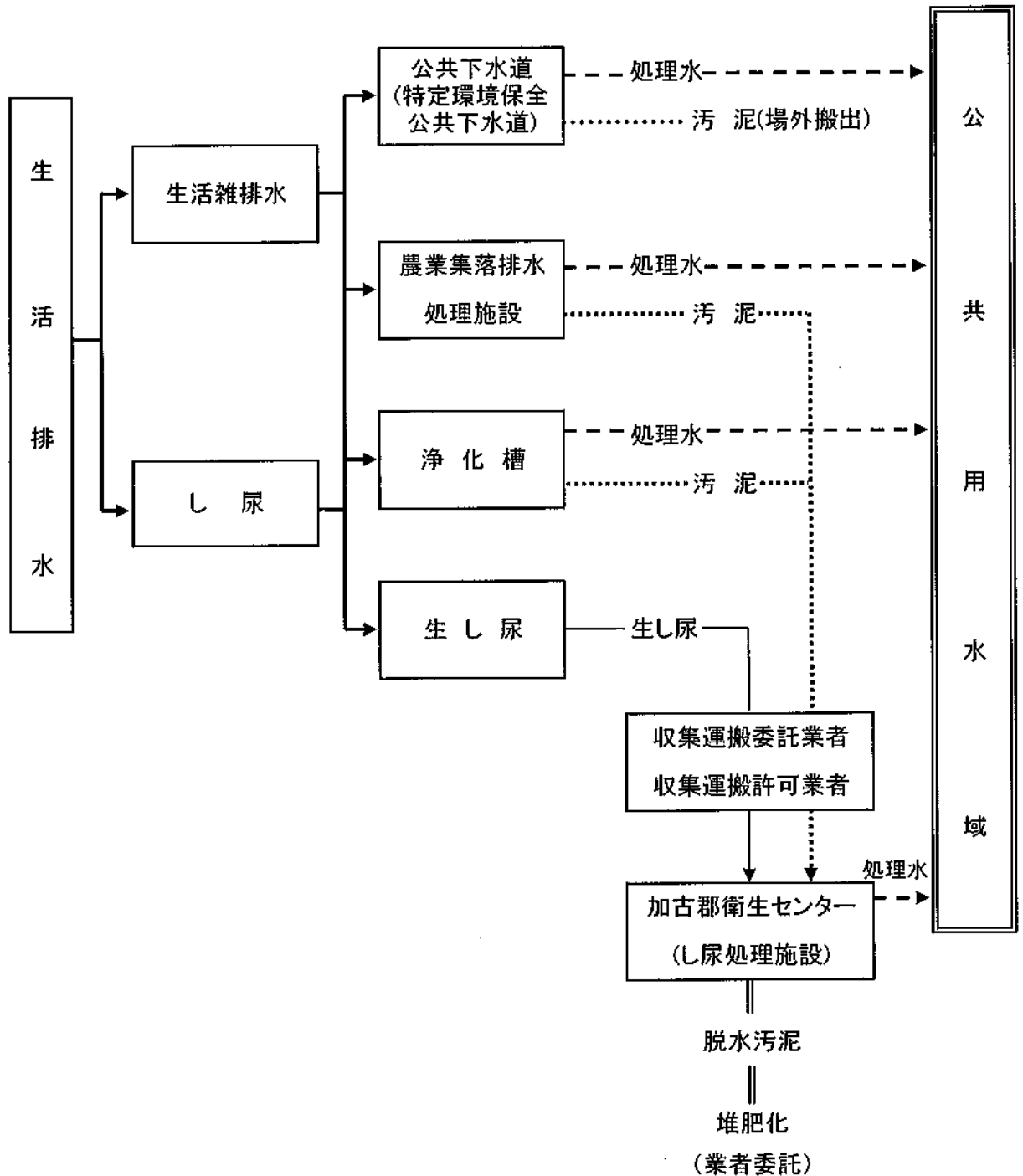
## 6-2 生活排水の処理状況

### 6-2-1 生活排水処理の流れ

本圏域内における生活排水処理の体系を下記の図に示します。

本圏域内の生活排水処理は公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、単独・合併処理浄化槽、し尿・汚泥・雑排水の収集により行います。

図 処理体系図





6-2-2 生活排水の排出状況

排出状況は下記の表に示す通りであり、平成30年度の水洗化人口は64,098人、全体の97.5%となっています。

排出状況図(実績)

単位:人

区分		平成30年度	
行政区域人口	稲美町	31,156	
	播磨町	34,557	
	圏域	65,713	
計画処理区域内人口	稲美町	31,156	
	播磨町	34,557	
	圏域	65,713	
水洗化人口	稲美町	29,954	
	播磨町	34,144	
	圏域	64,098	
	うち 公共下水道水洗化人口	稲美町	16,785
		播磨町	31,302
		圏域	48,087
	うち 特定環境保全公共下水道水洗化人口	稲美町	7,813
		播磨町	0
		圏域	7,813
	うち 農業集落排水水洗化人口	稲美町	4,275
		播磨町	0
		圏域	4,275
うち 浄化槽人口	稲美町	1,081	
	播磨町	2,842	
	圏域	3,923	
非水洗化人口	稲美町	1,202	
	播磨町	413	
	圏域	1,615	
生活排水処理率	稲美町	96.1%	
	播磨町	98.8%	
	圏域	97.5%	

※処理屋間人口として、公共下水道の整備計画外の東播臨海工業地帯の新島(浄化槽にて処理)に勤務する約4,000人が存在しています。

※生活排水処理率とは、計画処理区域内人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口(合併処理浄化槽人口+公共下水道水洗化人口)の割合をいいます。

## 6-3 生活排水処理基本計画

### 6-3-1 生活排水処理計画

生活排水処理計画人口を下記の表に示します。

公共下水道や合併処理浄化槽の普及に努め、令和3年度の本圏域の目標は97.8%に、また、最終的には、公共下水道や合併処理浄化槽の整備により100%の生活排水処理率を目指します。

単位:人

区 分		平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度
計画処理区域内人口	稲美町	31,846	31,846	31,846
	播磨町	34,281	34,281	34,281
	圏 域	66,127	66,127	66,127
公共下水道水洗化人口	稲美町	17,300	17,400	17,400
	播磨町	31,052	31,052	31,052
	圏 域	48,352	48,452	48,452
特定環境保全公共下水道 水洗化人口	稲美町	7,820	7,840	7,860
	播磨町	0	0	0
	圏 域	7,820	7,840	7,860
農業集落排水水洗化人口	稲美町	4,360	4,370	4,380
	播磨町	0	0	0
	圏 域	4,360	4,370	4,380
浄化槽人口	稲美町	1,100	1,120	1,140
	播磨町	2,852	2,886	2,920
	圏 域	3,952	4,006	4,060
水洗化人口	稲美町	30,580	30,730	30,780
	播磨町	33,904	33,938	33,972
	圏 域	64,484	64,668	64,752
生活排水処理率	稲美町	96.0%	96.5%	96.7%
	播磨町	98.9%	99.0%	99.1%
	圏 域	97.5%	97.8%	97.9%

※これとは別に今後も昼間人口として、公共下水道の整備計画外の東播臨海工業地帯の新島（浄化槽にて処理）に勤務する約4,000人が存在します。

### 6-3-2 生活排水処理の現状と課題

公共下水道、農業集落排水処理及び小型合併処理浄化槽の進捗をはかっていますが、依然として一部にて生活雑排水が未処理のまま公共河川に排出されています。

今後は、稲美町においては全町生活排水処理を、播磨町(新島及び特定工場除く)においては、公共下水道による町内全域排水処理をはかり、生活雑排水による環境負荷の軽減をより一層推進します。



## 6-4 し尿及び浄化槽汚泥処理基本計画

### 6-4-1 し尿及び浄化槽汚泥の処理の現状

#### 6-4-1-1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

し尿及び浄化槽汚泥の平成24年度から平成26年度までの排出量の推移を下記の表に示します。

排出量の推移(新島工業団地(従業員数約4,000人)の合併浄化槽を含む)

単位:キロリットル

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
排出量合計	稲美町	6,112	6,177	5,605	5,502	5,362
	播磨町	3,233	3,189	3,025	2,830	2,855
	圏 域	9,345	9,296	8,630	8,332	8,225
うち 生し尿排出量	稲美町	2,818	2,682	2,547	2,715	2,662
	播磨町	902	829	746	758	719
	圏 域	3,720	3,511	3,293	3,473	3,381
うち 浄化槽汚泥 排出量	稲美町	3,294	3,496	3,058	2,787	2,707
	播磨町	2,331	2,289	2,280	2,072	2,136
	圏 域	5,624	5,785	5,338	4,859	4,843

※計量システムの関係から、この計画において生し尿、浄化槽汚泥の区分無く排出量1トン  
を1キロリットルとして比重換算を行っています。(以下、この計画においては同様の比重  
換算とします。)

※四捨五入を行ったため、合計が合わないことがあります。

#### 6-4-1-2 し尿及び浄化槽汚泥の処理の現状と課題

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、公共下水道の整備が進み、減少傾向になっています。

公共下水道整備後は、稲美町では農業集落排水(計画1,694世帯)及び合併浄化槽世帯  
(約200世帯)から、播磨町では調整区域内世帯(約650世帯)及び新島工業地帯(従業員数  
約4,000人)の合併浄化槽から発生するし尿の処理が必要となります。

処理量の減少及び搬入物の性状比率の変化等に対応した処理が求められています。

#### 6-4-1-3 し尿及び浄化槽汚泥の処理の状況

し尿及び浄化槽汚泥は、加古郡衛生センターにて中間処理を行っています。

し尿処理施設の概要を下記の表に示します。

し尿処理施設の概要

施 設 名	処 理
加古郡衛生センター	標準脱窒素方式(低希釈二段活性汚泥+高度処理) 110Kℓ/日(生し尿 88Kℓ/日+浄化槽汚泥 22Kℓ/日) 昭和62年3月稼動 設置主体:加古郡衛生事務組合

し尿・浄化槽汚泥の受入により発生する夾雑物は、播磨町塵芥処理センターで焼却処理を  
行い、焼却後の残渣は大阪湾広域臨海環境整備センターにて最終処分を行っています。

当面は現行の処理体制を継続しますが、処理量に応じて柔軟に対応し、適切な処理が行え  
るよう体制を確保します。

6-4-2 し尿収集人口及び浄化槽汚泥収集人口の予測

し尿の収集人口は、公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の整備により、年々減少していますが、浄化槽汚泥収集人口は稲美町においては農業集落排水世帯及び浄化槽利用世帯、播磨町(新島工業団地を除く)においては調整区域内世帯があります。

し尿収集人口及び浄化槽汚泥収集人口の予測を下記の表に示します。

単位:人

区 分		平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	
行政区域内人口	稲美町	31,846	31,846	31,846	
	播磨町	34,281	34,281	34,281	
	圏 域	66,127	66,127	66,127	
計画処理区域内人口	稲美町	31,846	31,846	31,846	
	播磨町	34,281	34,281	34,281	
	圏 域	66,127	66,127	66,127	
水洗化人口	稲美町	31,846	31,846	31,846	
	播磨町	34,281	34,281	34,281	
	圏 域	66,127	66,127	66,127	
	うち 公共下水道水洗化人口	稲美町	17,300	17,400	17,400
		播磨町	31,052	31,052	31,052
		圏 域	48,352	48,452	48,452
	うち 特定環境保全公共下水道 水洗化人口	稲美町	7,820	7,840	7,860
		播磨町	0	0	0
		圏 域	7,820	7,840	7,860
	うち 農業集落排水水洗化人口	稲美町	4,360	4,370	4,380
		播磨町	0	0	0
		圏 域	4,360	4,370	4,380
うち 浄化槽人口	稲美町	1,100	1,120	1,140	
	播磨町	2,852	2,886	2,920	
	圏 域	3,952	4,006	4,060	
し尿収集人口(非水洗化人口)	稲美町	1,266	1,116	1,066	
	播磨町	377	343	309	
	圏 域	1,643	1,459	1,375	

※水洗化人口は、公共下水道人口、特定環境保全公共下水道人口、農業集落排水人口及び浄化槽人口を合計しています。

※「生活排水処理計画人口」を基に表にあらわしています。



### 6-4-3 し尿排出量及び浄化槽汚泥排出量の予測

し尿排出量及び浄化槽汚泥の排出量は、付表「収集人口の予測」の結果に基づくと年々減少すると予測しています。

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測を下記の表に示します。

表 排出量の推移(新島工業団地(従業員数約4,000人)の合併浄化槽を含む)

単位:キロリットル

区 分		平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度
排出量合計	稲美町	5,221	5,246	5,149
	播磨町	2,925	2,766	2,732
	圏 域	8,142	8,012	7,881
うち 生し尿排出量	稲美町	2,631	2,472	2,361
	播磨町	683	597	538
	圏 域	3,314	3,069	2,899
うち 浄化槽汚泥排出量	稲美町	2,590	2,774	2,788
	播磨町	2,097	2,169	2,194
	圏 域	4,687	4,943	4,982

※し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測については、付表「し尿収集人口及び浄化槽汚泥収集人口の予測」をもとに、平成26年度～平成30年度の実績から、生し尿の1人1日当りの排出量を稲美町5.87リットル(キログラム)、播磨町4.96リットル(キログラム)、浄化槽汚泥の1人1日当りの排出量を、稲美町1.39リットル(キログラム)、播磨町2.02リットル(キログラム)としました。

また、稲美町農業集落排水処理施設及び播磨町の新島工業団地から排出される浄化槽汚泥の排出量に加えています。

### 6-4-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬

#### 6-4-4-1 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬目標

本計画においては、公共下水道の普及を考慮し、以下の事項を収集運搬の目標とします。

- ・公共下水道の普及による収集量の減少や、収集区域の変化に対応し、効率的な収集体制を確保します。
- ・浄化槽の設置世帯に対して、法令で定められた清掃頻度を遵守し、計画的な収集に協力するよう啓発します。

#### 6-4-4-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集区域の範囲

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、本圏域全域とします。

### 6-4-4-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の方法及び量

#### ① 収集対象

計画区域内から発生するし尿及び浄化槽汚泥全量とします。

#### ② 収集回数

##### ア) し尿(生し尿)

稲美町;一般汲取式トイレ、簡易水洗トイレ共に申込みを原則とします。

播磨町;一般汲取式トイレ、簡易水洗トイレは月1回を、店舗・事業所からは申込みを原則とします。但し、特別な事情がある場合は一般家庭の申込みも収集します。

##### イ) 浄化槽汚泥

稲美町;浄化槽法上の法定回数及び環境保全上清掃が必要となったときとします。

播磨町;環境保全上、清掃が必要となったときとします。

#### ③ 収集運搬の実施主体

し尿の収集運搬は委託方式とし、稲美町は委託業者2社播磨町は委託業者1社により行い、浄化槽汚泥の収集運搬は許可方式とし、稲美町は許可業者3社播磨町は委託業者5社により行います。

##### ア) し尿(生し尿)

稲美町;委託業者2社

播磨町;委託業者1社

##### イ) 浄化槽汚泥

稲美町;許可業者3社

播磨町;許可業者5社

#### ④ 収集運搬機材

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、バキューム車により行うものとします。

#### ⑤ 収集方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を効率的に行うため、し尿の収集運搬は稲美町又は播磨町が委託した一般廃棄物収集運搬許可業者による収集運搬とし、浄化槽汚泥の収集運搬は稲美町又は播磨町が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者による収集運搬とし、排出者はその業者に収集運搬を依頼するものとします。

### 6-4-5 し尿及び浄化槽汚泥の処理

し尿及び浄化槽汚泥は、加古郡衛生センター(し尿処理施設)において処理します。

### 6-5 処理施設

(下水処理場)

施設名	処 理
加古川下流浄化センター	水処理:標準活性汚泥法 汚泥処理:流動床炉(濃縮+脱水+焼却) 水処理:159,900m <sup>3</sup> /日 汚泥処理:焼却180t/日 平成5年3月稼動 設置主体;兵庫県

(農業集落排水)

汚泥の処理は、加古郡衛生センターにて行います。

(し尿処理場)

施設名	処 理
加古郡衛生センター	標準脱窒素方式(低希釈二段活性汚泥+高度処理) 110Kℓ/日(生し尿 88Kℓ/日+浄化槽汚泥 22Kℓ/日) 昭和62年3月稼動 設置主体;加古郡衛生事務組合

当分の間、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、加古郡衛生センターにて行いますが、ごみ処理と同様に広域処理や下水道事業との汚泥処理施設共同整備事業での処理も検討します。

## 6-6 その他の施策

### ① 排出抑制

生活雑排水の排出抑制は、公共下水道区域内では終末処理場への負荷を軽減し、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽においても処理水量を減らすことにより放流水量を抑制することにつながります。よって、ライフスタイルを見直すことで生活雑排水の発生を抑制することが重要となります。

住民に対して、風呂の残り湯の洗濯水への利用、米のとぎ汁の植木への散水利用、食器汚れの拭き取り、節水型トイレの導入、廃食用油の生活排水への混入防止等について協力を呼びかけます。

### ② 浄化槽の管理等に関する広報・啓発

生活排水対策の重要性、浄化槽管理の重要性について、住民への周知のため本圏域広報誌及びホームページ等での情報提供・周知をはかるとともに下水道利用を呼びかけます。

